

## 第74号議案

### 桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

桶川市国民健康保険税条例（昭和30年桶川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(課税額)	(課税額)
第2条 略	第2条 略
2 基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>65万円</u> とする。	2 基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>66万円</u> とする。
3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。	3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>26万円</u> とする。
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」とい	第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」とい

<p>う。)に<u>100分の7.2</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>う。)に<u>100分の7.95</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,400円</u>とする。</p>	<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>38,280円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>
<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.6</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,900円</u>とする。</p>	<p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>12,600円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.8</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.28</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,000円</u>とする。</p>	<p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,660円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、後期高齢者支援金等課税額からイ</p>	<p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、後期高齢者支援金等課税額からイ</p>

に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 18,480円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,930円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,400円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,950円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,000円

(3) 略

に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)及び介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 26,796円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,820円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,862円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 19,140円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,300円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,330円

(3) 略

	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,280円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,980円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,400円</u></p>		<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,656円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,520円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,532円</u></p>
2 略		2 略	
(1) 略	<p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,960円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,600円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,560円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,200円</u></p>	(1) 略	<p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,742円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,570円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>15,312円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>19,140円</u></p>
(2) 略	<p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,485円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,475円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,960円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,950円</u></p>	(2) 略	<p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,890円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,150円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5,040円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,300円</u></p>

## 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の桶川市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年12月8日提出

桶川市長 小野克典

#### 提案理由

国民健康保険税の税率、税額及び賦課限度額について変更したいので、この案を提出するものである。